

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、中部ゲーム産学協議会と称する。

2 本会は、英語名称を Game Academics & Industries Relationship Assosiaciton とし、この略称となる GAIRA を、「ガイラ」の読みにおいて通称として用いる。

3 英語呼称および略称において「中部」「日本」であることを区別する必要がある場合は、「C」または「Central」、あるいは「CJ」または「Central Japan」を、適宜加えるものとする。

(事務局)

第2条 本会には、事務局を設置する。

2 事務局は、理事会の決定に基づき、法人会員のいずれかの事業所に設置するものとする。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、中部地方を基盤に、ゲームをはじめとしたデジタルコンテンツの分野に取り組む産業・学術等の団体や個人が連携し、情報やノウハウの共有を行なうとともに、社会への啓蒙や人材育成に貢献する活動も展開、もって同分野の、文化産業両面での発展・振興をはかることを、目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 企業展や見本市など、総合的な公開イベント事業
- (2) 講演会や研究会活動など、学術目的を持った事業
- (3) 会誌・会報の発行やウェブコンテンツの公開など、パブリッシング事業
- (4) インターンシップやコンテストなど、人材開発に関する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の他、他団体の主催する事業に対して、協賛・後援等を行なう。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した団体。

(入会)

第6条 会員の入会資格については、次の通りとする。

- (1) 個人会員 18歳以上であること。
- (2) 法人会員 法人格を有するか、またはそれに準じるものであること。
- 2 会員として入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書（電子的手段のものを含む）を事務局に提出することで申し込むものとする。なお、法人会員の場合は代表名でこれを行なう。
- 3 入会希望者があった場合、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 本会は、入会金及び会費を徴収しない。

- 2 第4条各号で示した事業等、個々の活動において費用を必要とする場合、別途費用を徴収することができる。この場合、金額や方法等は、理事会の決定による。
- 3 前項の他、会の継続的な活動のために必要と考えられる場合は、理事会の決定に基づき、会員に対して寄付の要請などを行なうことができる。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の提出が電子的手段で行なわれた場合は、電話等の方法で本人の意志確認を経た後に受理するものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 役員

(種別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事
- (2) 運営委員
- (3) 監事

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

3 運営委員のうち、1人を運営委員長、1人を事務局長とする。

4 前項の事務局長は、事務局を設置している法人会員に属する会員であることを原則とする。

(資格)

第12条 役員は、個人会員をもってあてるものとする。

2 前項の役員が、同時に法人会員を代表する者であることは、これを妨げない。

(選任等)

第13条 理事および監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 運営委員は、理事または運営委員の推薦した者について、運営委員会の議決によって選任する。

4 運営委員長は、運営委員の互選とする。

5 役員を選任にあたっては、所属組織における極端な偏りが生じないように、配慮しなければならない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成する。また、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業

務を執行する。

- 4 運営委員は、運営委員会を構成する。また、この定款の定めおよび理事会もしくは運営委員会の議決に基づき、本会の業務執行を補佐し、業務を実行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事・運営委員の業務執行ないし実行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 6 監事は、理事を兼ねることができない。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用を会に弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、全会員をもって構成する。

2 法人会員の議決権は、法人の規模にかかわらず1票とする。議決権の行使は、法人の代表者あるいは代表者に委託された者においてこれを行なう。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 理事および監事の選任または解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、第21条第2項第3号に基づく監事からの招集の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 24 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 25 条 各会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前二項および第 24 条第 2 項もしくは第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第 6 章 理事会、運営委員会

(理事会の構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 事務局長その他の運営委員は、理事会に出席することができる。ただし議決には加わらない。

(理事会の権能)

第 28 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第 29 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、原則として 7 日前までに通知するものとする。

(理事会の議事)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 32 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 33 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(運営委員会の構成)

第34条 運営委員会は、運営委員および理事をもって構成する。

(運営委員会の権能)

第35条 運営委員会は、理事会で決議すべき全ての事項について、討議の上、理事会に対して上申することができる。

(運営委員会の開催)

第36条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員長が必要と認めたとき。
- (2) 理事および運営委員の5名以上から招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(運営委員会の招集)

第37条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

2 運営委員長は、理事または運営委員

(運営委員会の議事)

第38条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

2 運営委員会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、運営委員長の決するところによる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 本会の会計は、公正妥当な会計原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本会の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 本会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動の成功の不能
- (3) 会員の欠亡

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

なお監事については、設立事業年度中に理事会において選任するものとする。

会長	安田孝美	名古屋大学大学院情報科学研究科 教授
副会長	新川宗平	株式会社日本一ソフトウェア代表取締役 社長
同	東谷浩明	サン電子株式会社 取締役
理事	會津卓也	株式会社インティ・クリエイツ 代表取締役社長
同	杉本昭二	トライデントコンピュータ専門学校 校長
運営委員長	世古哲久	株式会社日本一ソフトウェア 取締役
運営委員	遠藤 守	中京大学情報理工学部 准教授
同	木下貴之	フェリステラ合同会社 代表
同	佐藤正成	名古屋コミュニケーションアート専門学校
同	清水薫樹	サン電子株式会社

同	清水隆弘	ヒューマンアカデミー
同	瀬谷辰宇	株式会社ドラス
同	芹田豊裕	株式会社インティ・クリエイツ
同	舟橋健司	名古屋工業大学情報基盤センター 准教授
同	水野慎士	愛知工業大学情報科学部 准教授
同	山田 慎	名古屋工学院専門学校
同	和田隆夫	トライデントコンピュータ専門学校
事務局長	田中正造	トライデントコンピュータ専門学校

- 3 これら設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2014 年 8 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2013 年 9 月 30 日までとする。
- 6 従来、中部デジタルゲーム学会（DiGRA-C）会長の名義で管理されていた財産は、本会発足時をもって、本会に移行するものとする。